

令和3年7月27日

会 員 各位

村山市商工会

月次支援金について

盛夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、緊急事態措置又は外出自粛等の影響を受け月間売上が 2019 年または 2020 年の同じ月と比べて 50% 以上減少した中小法人・個人事業者等へ支給する「月次支援金」の申請受付が開始されております。

つきましては、別添資料をご確認のうえ、該当される方は申請期間内に申請くださいますようご案内申し上げます。

記

申請期間 4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日
6月分/7月分/8月分：対象月の翌月から2ヶ月間

申請の流れ ①一時支援金を既に受給された方は、マイページから必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付するだけで簡便化されます。
②はじめて申請される方は、(1)アカウントの申請・登録、(2)登録確認機関（村山市商工会）で事前確認、(3)申請という流れになります。詳細は、別添をご参照ください。

ご注意

- ・商工会での事前確認は予約制とさせていただきます。事前確認の際は必ずご連絡をお願いいたします。
- ・登録確認機関（村山市商工会）は申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。
相談窓口（0120-211-240）まで事前に問合せをお願いいたします。

村山市商工会 TEL0237-55-4311

中小法人・個人事業者そのための 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

月 支 次 援 金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 > 上限**20万円/月** (**個人事業者等**) > 上限**10万円/月**を支給します。

給付額 > 2019年または2020年の基準月※1の売上 - 2021年の対象月※2の売上

(※1 2019年または2020年ににおける営業月と同月。
※2 2019年または2020年に比べて、売上高が減少した月(以下「対象月」という)が実績された月のうち、対象措置が実施された月(以下「対象措置月」という)が実績された月のうち、対象措置月または2020年の同月比で、2019年または2020年の同月比で、売上高が30%以上減少した月(以下「2021年9月」)。

一時支援金または月次支援金を既に受給された方の申請の流れ はじめて申請される方は中面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単 (2STEPのみ)になります。

STEP1 > マイページから、必要情報を入力

STEP2 > 2021年の対象月の売上台帳※3を添付

飲食店の休業・時短営業又はまん延防止等重点措置に伴う

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けていること

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上が2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上が2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上が2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上が2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上が2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上がりが2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上がりが2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上がりが2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

飲食店の休業・時短営業の影響 月間売上がりが2019年と同じ月と比べて**50%以上減少**していること

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



https://ichijiishienkin.go.jp/getsujishienkin

IP電話回線 03-6629-0479 申込期間 6月分 / 7月分 / 8月分 : 対象月の翌月から2ヶ月間

申請期間 4月分 / 5月分 : 2021年6月16日～8月15日

6月分 / 7月分 / 8月分 : 対象月の翌月から2ヶ月間

申請期間

月次支援金 検索



対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

(他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

6 経営コンサルタントや土業など
専門サービスを提供する事業者

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

1 日常に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など

2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など

3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など

5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

6 映像・音楽・書籍物のデザイン・制作などをを行う事業者
事業者

7 飲料や食料品の卸売を行っている事業者
農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合は給付対象とはなりません

事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。

(対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。

(対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことににより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。



①上記の飲食店に対して、商品・サービスを提供する事業者

※3 一部支払金を免除しても、月次支援金をはじめで申請される場合は、直ち・同時に提出していただけます。

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けるが未だ実施していない事業者が対象です。

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



月次支援金 検索



https://ichijiishienkin.go.jp/getsujishienkin

IP電話回線 0120-211-240 申込期間 6月分 / 7月分 / 8月分 : 対象月の翌月を含む全月



月次支援金 検索



https://ichijiishienkin.go.jp/getsujishienkin

はじめて申請される方の手続きの流れ

対象月ごとに申請してください。オンラインで簡単に申請することができます。
各対象月について、申請・受給は1回のみとなります。

アカウントの申請・登録

- 1 月次支援金ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発音。

下記の必要書類を準備。

- 3 下記の必要書類に事前予約。
電話で、登録確認機関に事前予約。
※原則、「団体の会員・組合員の方は、当該団体に、「金融機関と事業者のとの取引における方針」に、開設の士真かいる方は、販売士真に、「前項確認金を払うべきだ」と上記に該当しない場合は、月次支援金相談窗口まで問い合わせください。

- 5 月次支援金ホームページによりTV会議/対面/電話※により事業を実施しているか・対象者等を正しく理解しているかなどの事前確認を受ける。
※登録確認機関の会員等の場合は、電話で受け付ける等を正しく理解しているか等のみの確認を行なうことをおすすめることができます。

登録確認機関での事前確認

申請

必要書類

※主たる収入を誰所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございます。

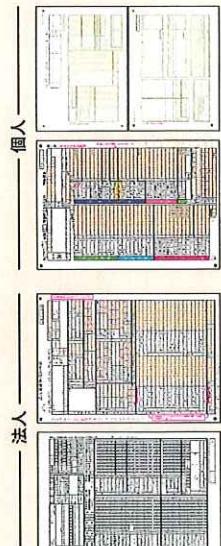
1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



【住民票】+【バスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年・2020年の確定申告書類の控え。



※上記に加えて、以下のいずれか1項目>

主な例	詳細はホームページでご確認ください。
	自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す帳簿書類および通帳

※ホームページからダウンロードできます。

5 代表者または個人事業者等本人が自らした宣誓・同意書



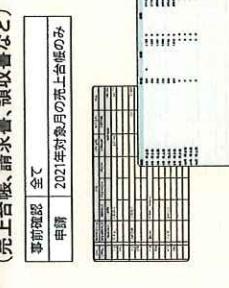
※ホームページからダウンロードできます。

4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳



※ホームページからダウンロードできます。

3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類 (売上台帳、請求書、領収書など)



※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

マイページから、必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付するだけ！

※一時支援金を受給していても、月次支援金をはじめて申請はできません。

事前確認認証が不要